

妊婦一般健康診査を県外の医療機関で受診される方へ

制度の概要

里帰りなどの理由により、県内で「妊婦一般健康診査受診票」（以下「妊婦健診受診票」）を使用できない方が、県外の医療機関で妊婦健診を受診した際に自己負担をした妊婦健康診査料（保険適用外分）を各回の健診内容の上限額の範囲で、長野市から受診者へ返金をする制度です。

ご出産後、以下の書類をご提出ください。

申請窓口 長野市保健所健康課

必要書類

書類は、出産後 90 日以内にご提出ください（期間内に間に合わない等事情がある方はご相談ください）。

1. 長野市妊婦一般健康診査料請求書	請求者は受診者本人としてください。 請求額は未記入のままご提出ください。 振込先は受診者本人名義の口座をご記入ください。（振込先名義人が本人以外の場合は「委任状」が必要です。）
2. 妊婦一般健康診査受診票	県内で使用できなかった長野市交付の受診票
3. 母子健康手帳のコピー	受診した日及び医療機関が分かるページ 長野市の母子健康手帳では、「妊娠中の経過」（8～9ページ）です。
4. 医療機関発行の領収書（原本）・診療明細書（ある場合）	原本は、確認後お返しいたします。

申請後、審査により償還年月日及び金額が決まり次第、長野市から決定通知書を送ります。指定した口座への入金をご確認ください。

（お支払いまで申請から 2 か月程度かかります。）

手続きに関する注意事項

- 補助金は、各妊婦健診受診票に該当する検査項目（裏面一覧表参照）の実際にかかった費用が対象となります。また、受診票に記載された金額がその受診票の検査項目の費用に対する支払上限額となります。
- 追加検査と超音波検査は、基本健診受診票と同日にセットで利用すること（妊婦健診時に行なった検査であること）が補助の原則です。
また、追加検査と超音波検査は原則 1 回に 1 枚の使用となります。実施回数が、添付の受診票の枚数を超えた分は対象外となります。
- 使用できなかった受診票は、請求まで大切に保管してください。紛失した場合、お支払いできないことがあります。

4. 領収書は、受診者の氏名や医療機関名が確認できるものを提出してください。
5. 申請した内容が全て補助対象であるとは限りません。領収書等で検査項目等を確認できない場合、受診した医療機関や助産所に確認する場合がありますのでご了承ください。補助額は審査により決定となります。
6. 長野市に住所がある間の受診が対象です。住民票が長野市外にあった期間の受診分は、長野市での補助対象にはなりません。住所地の市町村へお問い合わせください。

妊婦一般健康診査受診票一覧

受診票の種類	配布枚数	健診内容	受診票単価 (支払上限額)
基本健診	14 枚	健康状態の把握：妊娠週数に応じた問診・診察等の定期検査：子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査 (糖及び蛋白)、体重等(初回の健康診査では身長)	初回 6,360 円
		保健指導：妊娠中の食事や生活上の注意事項等についての具体的指導、養育支援を必要とする妊婦に適切な保健・福祉サービスを提供するための調整・支援	2 回目以降 5,760 円
追加検査① (妊娠初期検査)	1 枚	初回血液検査：血液型(ABO 血液型、Rh(D) 血液型、不規則抗体)、血算、血糖、B 型肝炎抗原検査、C 型肝炎抗体検査、HIV-1,2 抗体半定量、梅毒血清反応検査、風疹ウィルス抗体価検査、HTLV-I 定性(又は半定量) 子宮頸がん細胞診、クラミジア検査	17,660 円
追加検査②	2 枚	血算	1,810 円
追加検査③	1 枚	血糖	1,550 円
追加検査④	1 枚	B 群溶血性レンサ球菌 (GBS)	3,600 円
超音波検査	4 枚		4,780 円

令和 4 年 4 月現在

お問い合わせ先

〒380-0928 長野市若里 6 丁目 6 番 1 号 (長野赤十字病院東側)

長野市保健所 健康課 母子保健担当

電話 (026) 226-9963

長野市ホームページ (<http://www.city.nagano.nagano.jp/>) から請求書を印刷できます。トップページのサイト内検索で「妊婦健診」と入力してください。